

函館市監査公表第40号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

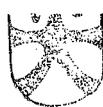
平成30年9月28日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治



函 観 企

平成30年9月5日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成30年3月29日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、
または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第
252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置
 (特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

3 提言

| 監査対象部 局等 | 提言の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|--------------------------------|---|----------------|--|
| 観光部 観光企画課 | <p>第4章 空家問題について 第1 空家問題の概況</p> <p>観光客が西部地区の散策をした場合、多くの空家が存在することはイメージダウンにつながる。また、函館山からの夜景について、観光団体の評価によっては、長崎市、札幌市の評価が上位となっている結果も見受けられる。これは、函館山の足元である西部地区の空家の増加により灯りが減少していることと無関係ではないと思われる。</p> <p>景観保全という観点からの対策立案も考慮すべきではないか。</p> | 64 | <p>函館山からの眺望は、函館観光の核をなす重要な資源であり、世界一とも評される夜景につきましては、市民が誇る美しい宝物として大切に保存し、さらに魅力あふれる景観にしていきたいため、まずはまちの明かりがどのように夜景に影響を及ぼすのか、どのような対策が有効なのかといったことについて情報収集をしながら各種施策を検討してまいりたいと考えております。</p> |
| 観光部 観光企画課 都市建設部 都市整備課 | <p>第4章 空家問題について 第5. 空家問題に対する提言</p> <p>「民泊」について、旅行業者との調整、近隣住民とのトラブル防止、通訳や外国語パンフレット、Wi-Fi設置のための費用の補助等、研究すべき点は多くある。しかしながら多くの需要が見込まれ、空家解消のためにも有効と思われる。民間活力の発揮を後押しし、普及に向けた努力をすべきである。</p> | 95 | <p>住宅宿泊事業(民泊)については、北海道内においては、札幌市を除き、所有者から北海道知事への届出により、住宅の空き部屋やアパート・マンションの空き室の活用が可能となるものであります。</p> <p>函館市においては、民泊に関わる事務といたしましては、国などからの情報収集のほか消防用設備等の設置に関することやゴミ出しの苦情対応など関係部局が連携を図りながら対応しているところでありますが、今後、民泊については、空家の有効利用といった観点も含め関係部局において対応を研究してまいりたいと考えております。</p> |
| | | | |